(三)　保全事業の対象区域
　浜甲子園特別保護地区の全域
(四)　保全事業の内容
　シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての保護及び整備を図るために、干潟の再生を行い生息に適した環境を維持及び回復するとともに、関連する事業として浜甲子園特別保護地区及び本保全事業に関する普及啓発を行う。なお、この事業は、渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能を維持及び回復する上で適切な環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして当該区域の干潟の劣化及び再生の取組が鳥類の生息にどのような影響を与えているかを併せて把握し、目標への到達状況を定期的に評価する。
　この事業のうち、環境省は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として適切な干潟の状態に改善するための必要な調査を実施するとともに、干潟再生のための対策を行う。
　西宮市は、甲子園浜自然環境センターを拠点として、干潟の監視や利用の調整を図るとともに、浜甲子園特別保護地区及び本保全事業に関する普及啓発等を実施する。
(五)　環境変化の概要
　当該区域は、戦前の飛行場の一部であったが、その後台風の波浪により防潮堤が破損、陸地が陥没し、鳴尾川から供給される砂礫及び泥が堆積して形成されたものである。鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成七年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を採餌場所とする鳥類の採餌環境が悪化している。特に、シギ・チドリ類は、干潟及び干潟周辺のごく浅い海域を採餌場所として利用しており影響が大きい。
(六)　鳥獣の生息状況の変化
　当該区域はシギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の重要な中継地及び越冬地となっている。これまでの調査によれば、採餌場所である干潟面積の減少が確認されており、シギ・チドリ類の渡りの中継地としての機能が低下している。特に毎年春に飛来するシギ・チドリ類の一日当たりに確認された個体数のうち、年間の最大値を十年間で平均した数は、阪神大震災前では九百六十五羽であったが、同震災以降は六百三十一羽と大きく減少している。

○東北地方整備局告示第二十三号
　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十三年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十三年二月十日　東北地方整備局長　徳山日出男
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県安達郡大玉村大字大山字堂ヶ久保二九番一から同村大字大山字堂ヶ久保二七番一まで	前	五六・二五～五六・二五	九九・五〇メートル
	後	九九・五〇～一〇二・三一	〇・〇七二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三十一号
　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十三年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十三年二月十日　関東地方整備局長　下保　修
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百九十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市国分一丁目八〇八番四から同市国分一丁目八〇八番二まで	前	六一・〇九～六三・八八	〇・〇五メートル
	後	六二・三八～六三・八八	〇・〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三十二号
　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十三年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十三年二月十日　関東地方整備局長　下保　修
(一)　路線名　市川市国分一丁目八〇八番四から同市須和田一丁目八一八番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
(二)　供用開始の期日　平成二十三年二月十日
(三)　供用開始の区間　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第三十三号
　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十三年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十三年二月十日　関東地方整備局長　下保　修
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
川崎市川崎区大師河原一丁目二三四三番四から同市川崎区大師河原一丁目四八六一番一八まで	前	四〇・五〇～五三・六四	〇・一三二メートル
	後	四〇・五〇～五三・六四	〇・一三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第三十四号
　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十三年二月十日　関東地方整備局長　下保　修
一　施行者の名称　茨城県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十九年建設省告示第四百三十九号土浦・阿見都市計画、石岡都市計画及び小美玉都市計画下水道事業霞ヶ浦湖北流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十九年三月二十六日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十八号
　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十三年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十三年二月十日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市天白区高島一丁目一二三番から同市天白区高島一丁目一一七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

　供用開始の期日　平成二十三年二月十日